

News
Letter

RIBLS

立教大学ビジネスロー研究所
〒171-8501
東京都豊島区西池袋3-34-1
03-3985-4264
http://law.rikkyo.ac.jp/ribls/

Rikkyo Institute for Business Law Studies

第3回スポーツ仲裁シンポジウム

「日本のスポーツ界に今何が求められているか」

■パネラー

具志堅幸司((財)日本体操協会北京オリンピック男子強化本部長、
ロサンゼルスオリンピック金メダリスト)

西田 善夫(スポーツアナリスト)

沼澤 秀雄(立教大学教授)

萩原 智子(山梨学院研究員、シドニーオリンピック日本代表)

林 弓枝(ソルトレークシティ、トリノオリンピック日本代表)

早川 吉尚(立教大学教授)・座長

■主催

大阪市、日本スポーツ仲裁機構

■後援

(財)日本オリンピック委員会、(財)日本体育協会

(財)日本障害者スポーツ協会

(財)大阪体育協会、大阪市体育協会

■協賛

(財)ミズノスポーツ振興会、ミズノ(株)、(株)アシックス、(株)デサント

■協力

立教大学ビジネスロー研究所、立教大学ウエルネス研究所
近畿コカ・コーラボトリング(株)

■日時・場所

日時：2006年11月25日(土) 13:30～16:30

場所：大阪市中央体育館大会議室



ビジネスロー研究所は、ウエルネス研究所と共同で「スポーツ紛争の解決と予防」と題する研究プロジェクトを進めており、同研究プロジェクトは、2006年度「総合研究センタープロジェクト研究」にも採択されておりました(研究代表者:松尾哲矢)。

以下で紹介するシンポジウムは、ビジネスロー研究所とウエルネス研究所の協力により開催されたものであり(主催・大阪市・日本スポーツ仲裁機構)、研究プロジェクトの中心メンバーである沼澤秀雄教授と早川吉尚教授がパネラーや座長を務めました。シンポジウムの中では、スポーツ界が抱える問題に関する啓蒙活動の一環として、研究プロジェクトの成果の一部が一般の方々にはわかりやすく紹介されました。

■スポーツ仲裁シンポジウム目的と意義

2006年11月25日(土)13時30分から大阪市中央体育館大会議室において、第3回スポーツ仲裁シンポジウムが開催された。当研究所が協力という形で参加した同シンポジウムは、日本スポーツ仲裁機構(Japan Sports Arbitration Agency, JSAA)と大阪市が主催し、今回初めて関西圏で開催された。

日本スポーツ仲裁機構は、スポーツ界において発生する紛争を仲裁、調停という手段で適正・公平・迅速に解決することによって、理不尽な扱いを受けた側に救済を与えると同時に、紛争予防のためにスポーツ界において妥当なルールのあり方を示し、そのような活動を通じて、スポーツ界を明るくしていくことを目的として、(財)日本オリンピック委員会、(財)日本体育協会、(財)日本障害者スポーツ協会が中心となって2003年に設立された。そして、このシンポジウムは同機構の活動及びスポーツ関連紛争の解決と予防の重要性についてアスリート、競技団体を始め広く一般の方々には周知すべく開催されたものである。

今回のシンポジウムは、「日本のスポーツ界に今何が求められているか」という大きなテーマで、6名のパネラーとともに、注目を集めているスポーツ界の問題点や改善点をハード・ソフト両方の面から多角的に議論していくというパネルディスカッション形式で行われた。

シンポジウム当日は、スポーツに興味関心のある一般参加者や関西圏の競技団体関係者、スポーツ紛争を取り扱っている弁護士など、約150名の参加を得た。まず、道垣内正人氏(同機構機構長、早稲田大学大学院法務研究科教授、弁護士)が、同機構設立の経緯、意義及びスポーツ仲裁手続について、また2006年10月30日から施行された特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あっせん)手続についての説明を行った後に、パネルディスカッションが始まった。最初に、パネルディスカッションで座長を務める早川吉尚氏(立教大学大学院法務研究科・法学部教授)が同機構の現在まで下されている仲裁判断7件について簡単に説明した。その後、5名のパネラーが登壇し、以下大きく6つのテーマでパネルディスカッションが繰り広げられた。

■ディスカッションテーマ1 ～日本のスポーツ環境の現実～

最初に、座長の早川氏は、「2006年トリノオリンピックで金メダルを取った荒川静香選手の授賞式インタビューで、今、日本ではアイススケートのリンクが減少しつつある。そのために自分の後に続いてくるはずの若い選手達の練習場所がなくて非常に困っている。自分が金メダルを取ったことをきっかけにして、そういった事態がもっと改善されることが今の願いだということを、話していたことが非常に印象的だった。」と述べ、他の競技のスポーツ環境はどのような状況であるか、元アスリート、また現在指導者の立場でもあるパネラーに各競技の現状を問いかけた。

それを受けて、具志堅幸司氏(体操、ロサンゼルスオリンピック金メダリスト)は、「競技力の向上の要素には三つの領域、つまり一つ目は環境、二つ目は選手、そして三つ目は指導者がある。」と説明した。その上で、具志堅氏は環境について、「(体操に関して)男女併せて十種の機械具が必要である。器具自体も高価であるため、限られた施設がすべての器具がそろえているという状況である。そのため、国内で競争相手が生まれにくいような環境になっている。」と及した。

また、萩原智子氏(競泳、シドニーオリンピック日本代表)からは、「在住の山梨県には室内長水路(50m)プールが存在せず、地方から都市に良い選手が流れてしまうというのが現状である。私の場合は、指導者や家族、地域の皆さんの協力といった環境とは違った魅力を優先したので、(山梨で)競技を続けてきたという経緯がある。」と、地域格差についての指摘がなされた。

また、日本でも歴史が浅い競技であるカーリングについて、林弓枝氏(カーリング、ソルトレークシティー・トリノオリンピック日本代表)は、「カーリングは氷の状態に高低差がない上に、氷の粒を撒くという、特殊な専用リンクでプレーをする。しかし、現在日本にカーリング専用リンクがあるのは10カ所のみである。ルールに則った正しいカーリング競技をするために、また世界に通用するトップアスリートを育てるために、充実した環境設備は必要不可欠だと思う。」と述べた。



■ディスカッションテーマ2 ～行政と民間の連携～

前述した3つのスポーツを始め、日本のスポーツ環境は必ずしも良い状態ではないという現状が3人の元アスリートから指摘されたことを踏まえて、西田善夫氏(スポーツアナリスト)は、北海道常呂町のカーリング専用リンクなど、行政が運営しているスポーツ施設について、「行政が(オリンピックに通じる)スポーツ施設を作ったことに一つのヒントがある。」と述べた。さらに、大阪市が24時間営業のスケートリンクを作ったことに西田氏は、「これまで、行政がスポーツ施設を作った場合、営業時間など色々なことに制限があった。しかし、徐々にではあるが、スポーツと行政が歩み寄ってきている。」とコメントした。それに対して早川氏は、「(歩み寄ってきているとは言っても、)現実に地方公共団体はお金がないところもあるのでは。」と及した。

これに対し、西田氏は「地方が苦しいことはみな同じ。その苦しい財政の上で、スポーツ施設を作ることは、評価しなくてはいけない。」と伝え、

さらに、西田氏はその施設を運営していくのは行政だけでは厳しいという現実を指摘し、「企業の参加が重要になってくる。」と述べた。加えて、「企業協力というのは企業の名前を胸に書けばお金出してくれるものだけではなく、色々な形で参加や協力が可能であり、方法を工夫し、知恵を絞っていけば、いい結果や効果が生まれる可能性がある。」と西田氏は主張した。



その主張を聞いて、具志堅氏は、「行政がスポーツ施設を運営、管理するのではなく、行政はその仕組みを作ったら良いだろう。指定管理者制度¹という、競争の原理が働いている制度をいかにスポーツの仕組みに入れていくかということが大事な要素だ。」とコメントした。行政の力に、企業の参加という新しい仕組みが提言されたことに対し、座長の早川氏より、実業団チームの減少など、企業のスポーツ参加への低迷が指摘された。それに対し、沼澤秀雄氏(立教大学コミュニティ福祉学部教授)は、「企業としては、企業メリットがないとスポーツに対して出資しない。一方、行政は施設を持っていてもその有効活用法が必ずしも満足に行われていないという現実があり、そこを補うために指定管理者制度を活用し、双方に利点を見いだしている例も多く見られる。」と説明した。

1 文化施設、福祉施設、体育施設、公園施設など健康や福祉のために国や地方公共団体が設置している公共施設の管理・運営を、民間事業者等の団体が行っていくことにより、サービスの向上や経費の節減を図ろうとする制度。

■ディスカッションテーマ3 ～広告の明暗～

また沼澤氏は、ネーミングライツ²という新しい企業協力方法にも言及した。西田氏が以前場長であった横浜スタジアムも現在では日産スタジアムという名称でネーミングライツを取り入れ、そのおかげで、日産スタジアムは黒字となっているという事実がある。また、具志堅氏より、「大学内の体育館などにもネーミングライツを取り入れることにより、その宣伝・広告費を選手強化費用に使用することは可能ではないだろうか。」という提案がなされた。

他方、早川氏は、「ネーミングライツや企業広告の過剰さには注意が必要ではないか。」と指摘した。それに対して、沼澤氏は、「スポーツ試合中の宣伝方法が過剰すぎて、スポーツを楽しむと言う本来の目的からはずれている部分もあり、企業広告による協力とスポーツの本質という関係が本末転倒になっている。」と述べた。

また、西田氏はスポーツ競技、特にサッカーのユニフォームに付けられるたくさんの企業名について言及し、「日本代表であれば、背中の首のところに選手名がつくが、Jリーグチームユニフォームには企業名が入っていて、観客は選手名がわからなく戸惑うことも多い。要するに、日本の広告にはモラルがない。スポーツ団体も広告代理店にいいなりにならず、主義主張を持って行うことが重要だ。」と述べた。

一方、水泳界の企業広告の現状を萩原氏は、「企業名が水着に貼りついていることは(サッカーと)同じ状況である。ただ、やはり企業の協力ということも必要だと考えている。

企業名が胸についているだけで、意識が変わり、モチベーションが向上



するという一役を担っている。」とコメントした。

次に、カーリングの企業協力の現状について、林氏は、「カーリングは個人やチームにスポンサーを付いていない状況で、これから規定を決めていく段階である。また、カーリングは生涯スポーツであり、地域スポーツの特色があるのでこれまで企業協力がなかった。ただ、海外ではスポンサーが付いているチームもたくさんあり、そういった方向での経済的模索の必要もあるのではないかと考えている。」と述べた。

2 施設などの名称に、企業名、製品名、商品名などのブランド名を付けることのできる権利で、日本語では「命名権」と呼ばれることがある。ネーミングライツ先進国の米国では、主にプロスポーツのスタジアムなどで活用され、ビジネスとして20年以上前から定着している。

■ディスカッションテーマ4 ～地域力の可能性～

北海道出身の林氏は、先のトリノオリンピックで「チーム青森」として出場した経験があり、具体的に地域が持つ力やつながりについて、「青森が第2の故郷となっており、地域の皆さんに補助金を集めて頂き、また地域に後援会を発足して頂き、それらに支えられている状態にあった。」と伝えた。さらに林氏は、「カーリングというスポーツは、海外では日本と言うゲートボールのような形で親しまれており、ジュニアの選手からシニアの選手まで幅広く大会があり、参加できる地域密着の競技である。」と説明した。

それに対し、早川氏は、「地元のスポーツ愛好者がスポーツを支援していくという形を考えてはいけなだろうか。」という問いかけをした。沼澤氏より、「国は今、総合型地域スポーツクラブを提唱している。例えば、Jリーグはドイツのスポーツクラブを見本にしながら発展してきており、少しずつ経営状態が良くなってきているチームもあるが、大半のチームはいい経営状態というわけではないというのが現状である。」と説明し、その理由について西田氏は、「Jリーグは地域名だけをチームに織り込むという方向で動いているので経営状態にばらつきがある。つまり、企業名を全く排除してしまうのは良くないことだと思う。加えて、企業も同じようにチームを支えていることを忘れないということが重要だ。」と述べた。

具志堅氏は、「スポーツは共存の考え方が根底になければ、成り立たないものである。例えば地域と企業はお互い排除するものではなく、共存、連携することが必要だと考える。」とコメントした。萩原氏は、山梨県のJリーグチームを例に出し、「以前は地域密着と言っていたけど、企業のサポートがあまりなかったが、Jリーグの選手が県において積極的に福祉活動や募金活動、及び傘下のジュニアへの指導をしたために、その活動に徐々に企業も共感し、現在のように協力してチーム自体も試合結果を残していけるようになった。」と伝え、地域力とその力が動かすもの大きさを伝えた。

■ディスカッションテーマ5 ～学校スポーツの重要性～

学校とスイミングスクールという二つの異なった環境での水泳経験を持っている萩原氏は、双方の特徴について、「どちらがいい悪いはいえないが、学校スポーツの中では、人間教育というものをたくさん行う。教員が関わっていることも理由の一つで、スポーツだけではなく生活面にも気を配った指導をしているように感じる。もちろんスイミングスクールには、いい環境や指導者がいることもあるので、甲乙は付けがたい。」と述べた。

また、早川氏より、子供の体力や運動能力の平均値の著しい低下、子供の少子化、学校の運動部の減少などの現状が言及された。それに

対し、沼澤氏は「今、子供達の体力が減少していることが非常に問題になっており、2006年の9月に教育振興基本計画が改正された中には、子供の体力を向上させようという項目が新たに付け加えられた。その中に学校スポーツ活動の向上に取り組むということが盛り込まれているが、現実には具体策が見つからない状況である。」と説明した。神奈川県で教育委員をしている具志堅氏も、「多くの教員を採用していく中で、スポーツ嫌いな教員を採用する仕組みや、クラブ活動が勤務時間外になっている仕組みが問題だ。」と学校組織のあり方について言及した。その上で、沼澤氏は「一生懸命取り組んでいる指導者に遇うか、遇わないかでスポーツ指導の格差が生まれている現状だ。」とコメントした。西田氏は「スポーツが盛んになると強いチームや出来る生徒にはばかり目をかけてしまうので、苦手な子供に対しても目を向けるように取り組む必要がある。」と主張した。

また日本では新しいスポーツの一つであるカーリングについて、林氏は「現在、カーリングは指導者を指導していく指導者がいない状況である。また、北海道では学校スポーツでもカーリングを取り入れているが、生徒と教師が同じスタートラインに立っているという状況で、試行錯誤している。」と述べた。

以上の議論を受けて、早川氏は「スポーツに取り組む一つの環境である学校という場合は、現在危機的状況であり、現場の声としては変革を求められているのが現状である。」と締めくくった。



■ディスカッションテーマ6 ～スポーツとメディア～

最後に、日本のメディアとスポーツのあり方の現状について、ディスカッションが進められた。先に具志堅氏は、「北京オリンピックでの体操と水泳の決勝時間が、時差の関係でアメリカのゴールデンタイムに合わせるため、午前中に行われることが決定した。」と言及した。そのケースを踏まえて、西田氏は「体操や水泳の決勝時間が午前中に決定したという理由は、アメリカがオリンピックの放送権料を半分占めているからである。また日本では、NHKが75%のオリンピック放送権料を払っているので、見やすい状況にあると言うことが、今の日本におけるオリンピックメディアの現状だ。また、オリンピック以外のスポーツメディアの取扱いについては、放送局も視聴者も日本にしか目が向いていなく、日本対どこの国という構図でしか放送されていない。スポーツというもので世界を見ていないしこれでは国際試合を行っている意味がない。スポーツの本質を日本人は好きにならなくてはならない。また放送を伝える人間もスポーツをもっと理解しなくてはならない。」と主張した。

また、メディアに違った形で取り上げられたというカーリング競技について、林氏は「メディアは視聴率を気にしており、見る側の立場に立ちず



ぎた報道をしていると感じることがある。報道の仕方によって良くも悪くも報道されてしまうことがわかった。」とコメントした。具志堅氏より、「メディアというのは選手あるいは、競技団体を育てていく義務がある。しかし、今の報道対応は逆であることが問題である。メディアの使命を忘れてはならない。」と述べられた。



幸司

西田 幸

萩原氏は、「日本水泳連盟では、数年前から日本代表に選出されるとたくさんの研修が有り、その中にメディア対応のセミナーがある。例えば、自分の言葉でその時の気持ちを整理して完結に伝えるような指導が行われている。」と競技団体のメディア対応の現状について言及した。

沼澤氏は、「メディアの影響が強いだけに、メディア中心の規則改正が行われたりするの現状であり、スポーツ本来の魅力を引き出せるような報道を考えていくことも必要であるし、一方、メディアで選手が育っているということもあり、健全な方向に育てられるようなメディアのあり方が重要ではないかと考える。」とコメントした。

西田氏は「報道のあり方は時代とともに変わってきている。スポーツというものを通して、選手が表現できる形になってきている。その表現が感動を呼ぶ。そこは評価されることだと思う。」と述べた。

最後に早川氏より、「時代とともにスポーツのあり方も変わってきている今、どのように応援する側や選手側も向き合っていくべきなのか、そして、今回のパネルディスカッションで取り上げた様々な問題にどう対応し、スポーツを発展させていくべきかを考える必要があり、今回は5名のパネラーの皆さんや会場の皆さんと向き合えた時間だった。」とまとめられ、シンポジウムは終了した。

■プログラム

13:30~13:35	開会の辞 大阪市ゆとりとみどり振興局 理事 丸岡宏次	15:10~16:00	パネルディスカッション 後半
13:35~13:50	「日本スポーツ仲裁機構とは」 日本スポーツ仲裁機構 機構長 道垣内正人	16:00~16:20	質疑応答
13:50~14:50	パネルディスカッション 前半 「日本のスポーツ界に今何が求められているか」	16:00~16:20	閉会の辞 日本スポーツ仲裁機構 専務理事 菅原哲朗

お知らせ

法務研究科特別セミナーが以下のとおり開催されます。

■第16回法務研究科特別セミナー「市民の中の法曹～公設法律事務所と法テラス～」

日時：2007年3月9日（金）18:00～20:30

場所：立教大学7号館7101教室

対象：法務研究科院生（来年度入学予定者も含む）・OB・OG

パネラー：上條弘次（弁護士・東京パブリック法律事務所）

谷口太規（弁護士・法テラス埼玉法律事務所）

南川 学（弁護士・法テラス松本法律事務所）

※教職員・他研究科院生・学部学生の聴講も可能

立教大学ビジネスロー研究所 所員 (ABC順)

所長 角 紀代恵 (法学部教授、民法)	松井 秀征 (法務研究科・法学部助教授、商法)
所員 浅妻 章如 (法学部助教授、租税法)	野澤 正充 (法務研究科教授、民法)
淡路 剛久 (法務研究科教授、民法)	村松 幹二 (立教大学、プロジェクト研究員)
舟田 正之 (法学部教授、経済法)	奥野 寿 (法学部助教授、労働法)
濱野 亮 (法学部教授、法社会学)	坂本 雅士 (経済学部助教授、税務会計)
橋本 博之 (法務研究科教授、行政法)	高橋 美加 (法学部助教授、商法)
早川 吉尚 (法務研究科・法学部教授、国際私法)	溜箭 将之 (法学部専任講師、英米法)
石川 淳 (社会学部助教授、労務管理)	東條 吉純 (法学部助教授、国際経済法)
伊沢 和平 (法学部教授、商法)	上野 達弘 (法学部助教授、知的財産法)
小林 憲太郎 (法学部助教授、刑法)	

編集後記

11月25日に開催されたシンポジウム、多数の参加者を得て盛況のうちに終えることができました。今後ともよろしく願いいたします。(O)

立教大学ビジネスロー研究所 News Letter RIBLS No.12 2007年3月1日発行

■発行責任者／角紀代恵 ■編集担当者／上野達弘 奥野寿 ■制作・印刷／飛来社